

● (仮称) 行田市子ども・子育て支援事業計画(素案)修正箇所一覧

※「前回頁」「今回頁」は、「(仮称)行田市子ども・子育て支援事業計画素案」において、指摘事項の関連箇所の頁番号を示しています。

※「委」：委員意見にもとづくもの 「事」：事務局方針にもとづくもの

NO.	前回頁	対象箇所原文	区分	第6回会議で委員からの指摘事項 または事務局としての修正の考え方	対応方針	今回頁
計画書全般について						
1	計画全般	-	委	前回資料からの削除箇所を言葉だけで説明されてもわからない。一覧で示せないか。	今回は、前回からの変更箇所のわかる資料を用意いたしました。	-
第1章 策定の考え方 について						
2	6	-	事	NO.23の委員意見を受けて、素案の検討にあたって参照し、整合性を図った関連計画との関係を示す。	「2. 計画の位置づけ」に関連計画との関係を示す図を新たに加えました。	7
第3章 計画の基本的な考え方 について						
3	22	2 基本的視点 ①子どもの視点を大切にし、社会性の向上や自立を支援します。	委	社会的自立の前に健全育成が必要と思うが、見受けられない。	基本的視点①に、子どもの「健全育成」を「健やかな成長」として文言を盛り込みました。	24
第4章 施策の展開 について						
4	4章全般	-	委	4章にはすでにやっていることがたくさん載っている。今やっているもの、これからやっていくものがわかるとパブコメでも意見を出しやすい。何をやっていなくて、これから力を入れていくかがわからないと、評価をする時にも困ってしまう。そういうことがわかるリストアップをしていただきたい。	高い目標のもとにやるべきことを載せる意味もあると思いますが、本計画では「できること」に着目し、小さいことでも確実にできることを述べています。	-
5	4章全般	-	委	現在行っている取り組みを前提として計画をつくるという発想では困る。必要に応じてやらねばやらないことを書くのが事業計画である。		
6	4章全般	-	委	計画を実現していく上では、事業の担い手に周知したうえで、市が考えていることを理解してもらわなければならない。計画を示す以上は、具体的な提案、道筋を示していくことが大事だ。目標を示すだけでなく、これをどう実現していくのかということを示してほしい。一番大事なのは市民に周知徹底するためのわかりやすさだろう。	事業計画の案については事務局で作成しました。委員の意見は会議で出していたいただき、反映させていくのがよいと考えます。時間の関係もありますが、できればこの会議の場で出してもらい、話し合えればと思います。	-
7	24	基本的視点① 子どもの視点を大切にし、社会性の向上や自立を支援します。 施策 1-4 児童の健全育成 2-2 食に対する意識の向上 3-1 次代の親の育成 3-3 家庭や地域の教育力の向上	委・事	-	NO.3・11・13・16の修正に伴い、計画の体系図内の文言の変更・追加・順番の入れ替えを行いました。	26
8	25	施策1-1 身近な子育て支援体制の充実 2) 地域における子育て支援拠点の充実 ・市内8カ所の保育園・児童センター等に設置した「子育て支援センター」や「つどいの広場」において、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成など、地域における子育て支援を推進します。	委	市内8カ所の保育園とは何か。	保育園などに設置した、「子育て支援センター」や「つどいの広場」の箇所数です。なお、8ヶ所は誤りで、正しくは7箇所です。	27
9	26	施策1-2 子育て支援サービスの充実 2) 学齢期の放課後支援の充実 ・学童保育室が設置されていない小学校の児童の需要に対応するため、更なる定員の拡大や既存施設を利用した新たな学童保育室の整備を進めます。 ・地域の児童が有意義に過ごせるよう、地域の放課後子ども教室を実施します。	事	「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針(平成26年11月28日)」「放課後子ども総合プラン(平成26年7月31日)」で記載が求められた事項を追記する。	「放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画」「学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策」などを盛り込みました。	28

NO.	前回頁	対象箇所原文	区分	第6回会議で委員からの指摘事項 または事務局としての修正の考え方	対応方針	今回頁
10	26 ・ 27 ・ 43 ・ 47	<p>施策1-3 教育保育の充実 2) 地域型保育施設の充実 ・地域型保育事業者が子ども・子育て支援新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。</p> <p>施策1-4 児童の健全育成 3) 世代間交流の推進 ・公立保育園での地元高齢者との交流などにより、世代間の交流を推進します。</p> <p>施策2-3 職に関する意識の向上 1) 食育事業の推進 ・公立保育園への食育訪問を通して、・・・</p> <p>(5) 一時預かり事業等 ②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外 確保策の方針と対応策 ・再任用職員を活用した公立保育園での一時預かり事業を検討する。</p> <p>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ○地域型保育事業者が新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。</p>	委	連携先の紹介先を公立と限定している。その下にも公立とわざわざ書かれている。これでは公立保育園の計画である。市が責任を持てることだけ書いても、行田市全体の計画にはならないのではないか。	全編を通して、公立に限る取り組みと、私立も含む取り組みの精査を行いました。	28 ・ 31 ・ 47 ・ 51
11	26	<p>施策1-4 児童の健全育成 1) 地域ぐるみの児童健全育成体制の整備 ・行田市小中学校生徒指導強化推進委員会と学校警察連絡協議会が連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動や魅力ある学校づくりを推進します。 ・児童の健全育成の拠点として、児童センター事業の充実を図ります。</p> <p>2) 総合的なスポーツ等の環境整備の推進 ・行田市スポーツ振興計画に基づき、いつでも誰でも気軽にスポーツ等が楽しめる環境整備を進めます。 ・多目的広場の整備を検討します。</p> <p>3) 世代間交流の推進 ・図書館での高齢者ボランティアによる絵本の読み聞かせや、公立保育園での地元高齢者との交流などにより、世代間の交流を推進します。</p>	委	具体的な施策を見ても、児童の健全育成がすごく小さくなっていると思う。	施策1-4のタイトルと取り組み内容を見直しました。	28 ・ 29
12	27	<p>施策2-1 子どもや母親の健康の確保 2) 母子保健の推進 ・乳幼児の年齢に応じた各種健診を実施し、疾病や障害の早期発見、早期対応と育児不安の軽減を図ります。 ・健診で経過観察になった乳幼児や、発達や育児において不安がある幼児を持つ保護者を対象にした相談体制を充実し、育児不安の減少を図ります。</p>	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組み内容について、文言の追加・修正を行いました。	30
13	27	-	委	前回の資料では、基本目標2「子どもの健康増進」に思春期のことがあった。小学生の暴力、いじめ、登校拒否が増えている。思春期の相談を大人と一緒に扱ってよいのか。施策からも外してしまうのはどうなのか。	改めて施策の2-2として「思春期保健対策の充実」を盛り込みました。	30
14	27	<p>施策2-3 食に関する意識の向上 1) 食育事業の推進 ・公立保育園への食育訪問を通して、子どもたちの食に関する意識の向上を図ります。</p>	委	4章は抽象的なものと具体的なものが混在している。たとえば食育については公立保育園の取り組みがあり、これだと私立はどうするのか、と思う。一方で、推進します、図ります、というのが混在している。	全編を通して、公立に限る取り組みと、私立も含む取り組みの精査を行いました。ご指摘箇所については全園を対象として書き変えました。また、具体的に書くことで縛りとなり、かえって取り組みの幅が狭まる可能性があるものは、具体的な記述をしていません。	31
15	27	<p>2) 乳幼児期の食生活に対する支援の充実 ・離乳食についての集団指導を実施し、離乳食開始前の保護者の不安の軽減とスムーズな離乳食の開始を図ります。 ・離乳食初期(5~6か月児)及び中後期(7~11か月児)を対象とした離乳食教室を実施します。 ・乳幼児期の各種健診時における栄養相談や個別の乳幼児相談を通して、食生活や発育への不安や問題に対する情報提供や支援を行います。</p>	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組み内容について、文言の追加・修正を行いました。	31
16	28 ・ 29	<p>3-1 次代の親の育成 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3-3 家庭や地域の教育力の向上</p>	事	「家庭や地域で子育て」「学校教育」「次世代育成」の順にするための並べ替えを行う。	施策の順番を入れ替えました(施策3-1と施策3-3を入れ替え)	32 ・ 33
17	28	<p>施策3-1 次代の親の育成 1) 乳幼児とふれあう場づくりの推進 ・中学生社会体験チャレンジ事業における市内の幼稚園や保育所への中学生の派遣や、中学3年生の家庭科授業での保育参観の実施などにより、中学生が乳幼児とふれあう場づくりを推進します。</p>	事	施策名(次代の親の育成)がわかりにくいので変更する。 取り組みについて、所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	施策のタイトルを変更しました。 1) 乳幼児とふれあう場づくりの推進について、取り組み名と取り組み内容の修正を行いました。	33

NO.	前回頁	対象箇所原文	区分	第6回会議で委員からの指摘事項 または事務局としての修正の考え方	対応方針	今回頁
18	28	2) 未来を担う人を育てる教育の充実 ・寺子屋事業を通して、地域のよさや伝統・文化等を生かした特色ある教育活動や学校づくりの推進・充実を図ります。 ・児童生徒一人ひとりに目が行き届くよう、少人数学級制を維持します。 ・「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区の推進により、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。 ・子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育成し、体力の向上と健康の増進につながるよう、学校におけるスポーツ環境や指導者の充実を図ります。	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組みの内容について、文言の追加・修正を行いました。	32
19	28	-	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	1) 家庭教育の推進に、ブックスタート事業についての記述を追加しました。	32
20	29	施策3-3 家庭や地域の教育力の向上 3) スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・15地区の体育協会の自主的な企画運営により、地域に密着した生涯スポーツの推進を図ります。	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組みの内容について、文言の追加・修正を行いました。	32
21	30	施策4-1 良好な居住環境の整備 1) 子育て家庭の住居確保に向けた市営住宅の整備 ・子育て世帯が市内で住宅を取得する際に経済的な負担を軽減するための支援を行います。 ・市営住宅への母子家庭の優先的入居を継続します。 ・空き住居情報の定期的な情報提供に努めます。	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組み名と取り組みの内容について、文言の追加・修正、取り組みの記載順の入れ替えを行いました。	34
22	30	施策4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進 1) ユニバーサルデザインの推進 ・「行田市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。 ・市民からの要望等を踏まえながら、公共施設のバリアフリー化を進め、利便性の向上を図ります。	事	所管課の意向やユニバーサルデザインの定義を踏まえて、再度記載内容を精査する。	取り組みの内容について、文言の追加・修正を行いました。	34
23	30	・「行田市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。	委	ユニバーサルデザインなどの用語が載っている。〇〇にもとづきという書き方になっているが、すぐに参照できなければ意味がない。参照できるようにしておいてほしい。ネット時代なので、ワンクリックでアクセスできる。参照先を示してくれるだけでよい。	素案の検討にあたって参照し、整合性を図った関連計画について、1章の「2. 計画の位置づけ」に図として示しました。また、最終的な取りまとめの段階で、巻末に用語集を掲載する予定です。	34
24	30	2) 子どもと安心して暮らせる環境の整備 ・遊具や砂場等の施設点検を行うとともに、「公園施設長寿命化計画」に沿った維持管理を行い、子どもが安心して遊べる広場等を維持します。 ・主要幹線道路の整備に合わせた、計画的な歩道整備等を推進します。 ・自治会による防犯灯の設置に対する一部補助を実施し、設置促進を図ります。	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組み名を修正いたしました。 赤ちゃんの駅の設置を追加しました。	34
25	30	3) 子育てにやさしいまちの情報提供体制の整備 ・子育てに関する制度の創設や改正時に、市報や市のホームページなどを通じた周知を図ります。	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組みの内容について、提供する主な情報を具体的に示しました。	34
26	31	施策5-1 仕事と子育ての調和支援 1) 男女が共同して家事育児に参画できる社会環境づくりの推進 ・九都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンに合わせ、市報を通じてキャンペーンの周知を図ります。 ・男性料理教室などの実施により、男性の家事育児への参画を図ります。 ・市内の企業等にワーク・ライフ・バランスへの理解と協力を呼びかけ、企業における理解促進を図ります。 2) 仕事と子育ての両立支援 ・育児で離職した女性が復帰するための支援を行い、再雇用・再就労につながる支援の充実を努めます。 ・企業内への保育施設の設置について支援する。	委	乳幼児や低年齢児の親の働き方について、企業が理解できるようにしてもらうための考え方が盛り込まれるとよいと思う。	施策5-1の取り組み内容を見直しました。	35
27	32	施策6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 1) 交通安全意識の醸成 ・市内各小・中学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、自ら危険を予知し回復する能力を育む機会の充実を図ります。	事	文言の修正。	「回復する能力」→「回避する能力」	36
28	32	施策6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 1) 防犯意識の醸成 ・メール配信による市民の自主防犯意識の啓発を行います。	委	誰が配信するのかわからない。ネット時代に対応した書き方にしてほしい。	市からの「浮き城のまち安心・安全メール」などの配信を指しています。	36
29	32	2) 防犯活動の推進 ・学校安全ボランティアによる登下校時の安全指導やスクールガードリーダーによる巡回パトロールの実施、子どもひなん所の実施など、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	事	文言の修正。	「子どもひなん所の実施」→「子どもひなん所の設置」	36
30	32	3) 被害にあった子どもの保護 ・さわやか・ボランティア相談員による相談体制の充実を図ります。	事	文言の修正。	「さわやか・ボランティア相談員」→「さわやか相談員やボランティア相談員」	36

NO.	前回頁	対象箇所原文	区分	第6回会議で委員からの指摘事項 または事務局としての修正の考え方	対応方針	今回頁
31	33	<p>施策7-1 児童虐待防止対策の充実</p> <p>1) 虐待や児童の権利に関する条例の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待の防止に関する法律」「児童の権利に関する条約」など、子どもの基本的人権にかかる法令等の周知徹底を図ります。 <p>2) 虐待ハイリスク者の早期発見・対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診や各種訪問事業を通じて、虐待のハイリスク者や育児不安の強い保護者の早期発見に努めます。 ・関係機関の代表者による虐待防止ネットワーク会議を実施し、虐待の発生予防から早期発見・保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援を図ります。 <p>3) 虐待に関する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員や社会福祉主事による身近な相談機関を継続します。 ・専門的な心理検査・診断を必要とする場合や子どもへの虐待が疑われる場合には、児童相談所などと連携して対応します。 ・虐待に関わる通告（連絡）や相談を24時間受け付ける虐待防止ホットラインを設置し、48時間以内に安否確認を行う体制を維持します。 ・虐待防止ホットラインの周知徹底を図ります。 	委	虐待防止の充実など、非常に抽象的に書かれている。これでは本当に子育て支援という形が取れないと思う。具体的にどんな手段をとっていくか、書いてくれないと子育て支援にならないのでは。	施策7-1の取り組み内容を見直しました。	37
32	33	<p>施策7-3 障害児施策の充実</p> <p>1) 障害の早期発見と適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査や各種相談等の定期的な実施により、母子の異常を早期に発見し、障害の予防や早期の対応につなげます。 ・子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で障害のある子どもの成長を応援できるように配慮した障害児保育を継続します。 <p>2) 子どもに適した療育・保育・教育の選択に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に遅れのある幼児で今後親子教室に参加する予定のある幼児や、療育的な相談のある乳幼児や、次年度就学予定で、発達に遅れのある幼児を持つ保護者に対して個別の相談や、先輩ママなどとの情報交換の場を設けます。 ・学童保育室への障害児の受け入れ体制の整備を図ります。 ・特別支援教育の推進を図ります。 <p>3) 自立した日常生活と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力や適性に応じた自立した日常生活と社会参加を促進するため、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業などを実施します。 ・在宅サービスの充実を図ります。 <p>4) 保護者の経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当や重度心身障害者医療支給制度などの広報と利用の促進を図ります。 ・今後も、関係各課・機関との連携による、情報提供の拡大と制度の利用促進を図ります。 	事	所管課の意向や実際の事業の実施内容などに即して、再度記載内容を精査する。	取り組みの内容について、文言の追加・修正を行いました。	38
第5章 事業計画 について						
33	37	本市の教育・保育提供区域は、市全域を一区域として設定します。	委	39頁以降の需要予測は、地域間格差が出てくるのではないかと。地域ごとの予測を立てていかないと、支援策にならないのではないかと。	教育・保育提供区域については、市全域を一区域とすることを、これまでの子ども・子育て会議でも確認をしています。	
34	39 40	<p>●教育・保育の確保方策</p> <p><教育・保育の確保方策></p> <p>表中の「市内施設確保数」「市外から受け入れ」「市外施設利用」の数値</p>	事		<p>数値引用誤りのため、数値を修正した。</p> <p>「市内施設確保数」・・・2,293→2,285</p> <p>「市外から受け入れ」・・・0 → 453</p> <p>「市外施設利用」・・・0 → 24</p>	43 44
35	47	<p>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）</p> <p>子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。</p> <p>○ニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を検討していきます。</p> <p>○私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供を行い、移行に向けた支援を行います。</p> <p>○教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携を推進します。地域型保育事業者が新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。</p> <p>○行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、行田市私立幼稚園連盟等を通して、教育・保育施設と小学校の連携を推進します。</p>	委	消費増税が先送りになった。新制度の予算も限定的になるだろう。昨今の頃は、文科省は100%移行させると言っていたが、県内で言えば8割が移行しない。先行き不透明なのだろう。大規模なところでは移行するとこども園で5,000万円の損をされると言われている。新制度への不信感がある。変化への不安があるということを申し上げて、柔軟性のある文言を考えていただければと思う。5年間に大きな変化がないとも思えない。子育て支援の予算がこれからどうなるかもわからない。配慮をお願いしたい。	5章の4にお示しした支援を行う中で、適切な情報提供を行います。	51
第6章 計画の推進 について						
36	50	市民や教育・保育、子ども・子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業進捗状況の検証を行い、事業の改善につなげます。	委	達成状況の評価をしやすい出し方にしてほしい。	評価を行うべき段階が来たら、子ども・子育て会議にわかりやすい評価の方法をお示しし、ご意見をいただきたいと思っております。	54

NO.	前回 頁	対象箇所原文	区 分	第6回会議で委員からの指摘事項 または事務局としての修正の考え方	対応方針	今回 頁
資料						
37	53	2 行田市子ども・子育て会議 (1) 委員名簿	事		委員名簿に任期を追記しました。	57
その他						
38	-	-	委	市民や保護者が意見や要望を出す体制が一番大事なのではないか。困っている時は民生委員もいて相談窓口もあるが、相談窓口も、いざ相談したい時に開いていないこともある。市民の意見を民生委員などを通じて市へ持っていけるような形を希望する。自治会長を通して直接市の関係部署に意見が通ればよいと思う。	今回の計画には載せられませんが、広聴の仕組みへの意見として関係部署へお伝えします。	-